平成２２年（フ）第４５１１号
大阪府東大阪市本町２番５号
債務者　服部　　彰
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８６３号
大阪市東住吉区住道矢田１丁目21番２号レフィナードⅡ403号
債務者　楠本　一廣
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９０８号
大阪市西成区千本中１丁目１番１―603号
債務者　大野　四郎
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９１９号
大阪府豊中市服部本町４丁目３番６―408号
債務者　小林　尚美（旧姓森口）
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９２３号
大阪市北区天神橋２丁目１番18号シャトーＮＴ203号室
債務者　白石　満夫
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９９２号
大阪府東大阪市菱江１丁目３番12号
債務者　石田　恭士
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０４４号
大阪市浪速区日本橋東１丁目９番９号日本橋松江マンション503号
債務者　小島　和義
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２４０号
大阪市住吉区墨江３丁目19番８号エスポワール墨江305号
債務者　中武　一恵（旧姓宮原）
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２８５号
大阪府東大阪市横沼町３―１―３ソレイユ俊徳道203号、登録原票大阪市生野区小路東１丁目15番11号
債務者　原田香理こと　梁　　香理(旧姓梁川)
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４２６号
大阪府寝屋川市楠根南町３番４号
債務者　松﨑美智子
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６４７号
大阪市東淀川区北江口４丁目５番１号
債務者　岡田　慶子
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７２６号
大阪市東住吉区杭全４丁目１番15―309号
債務者　石崎　正人
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７３７号
大阪府守口市大日東町25番９―209号
債務者　天**滿**　和芳
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７７０号
大阪府豊中市北緑丘１丁目２番４―204号
債務者　大久保成恵（旧姓岡村）
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７９９号
大阪府高槻市東五百住町３丁目21番４号
債務者　柴原　　稔
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８００号
大阪府高槻市東五百住町３丁目21番４号
債務者　柴原久美子
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８４１号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番31―607号
債務者　北村　康子
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８４５号
大阪府交野市私市１丁目31番９―303号
債務者　寺西　典子
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部